

「均等割額の軽減特例」の変更について

後期高齢者医療制度では、制度創設時の暫定的な措置として様々な軽減特例措置を講じてきました。しかし、高齢化の進展に伴い、被保険者数が増え、医療費が増加していくなかで、後期高齢者医療制度を安定的に運営するために見直されたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

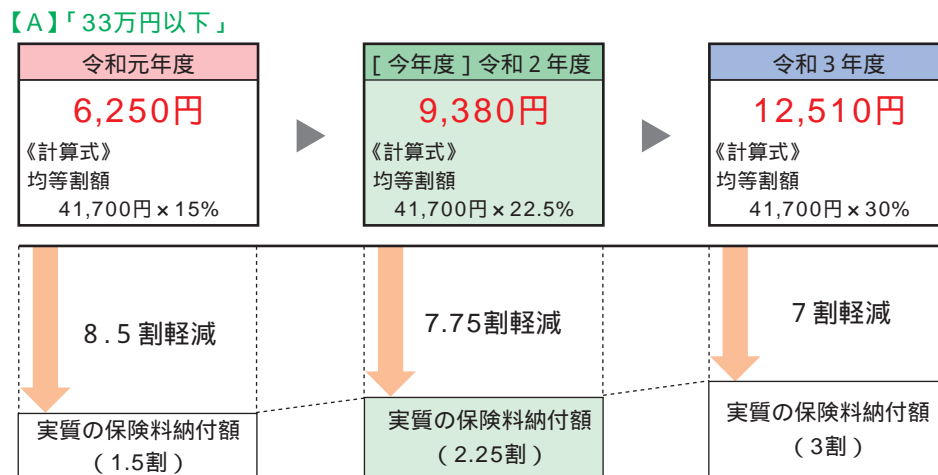
均等割額の軽減特例は今後どのように変わるのか

制度本来の7割軽減の対象者の方は、令和元年度において8割または8.5割の軽減特例を適用していましたが、令和2年度から令和3年度にかけては、段階的に7割軽減（制度本来）に移行します。

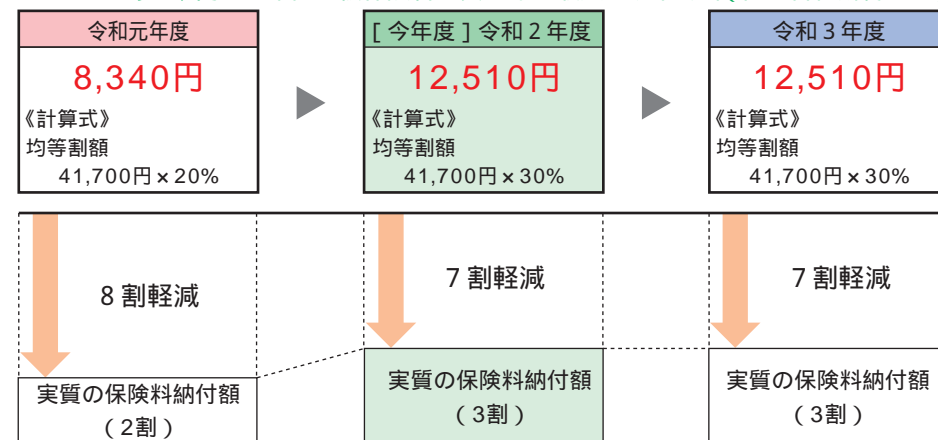
対象者の所得要件	均等割額の軽減割合【()内は軽減後の均等割額】			
	制度本来の軽減割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額				
33万円以下	7割 (12,510円)	8.5割 (6,250円)	7.75割 (9,380円)	7割 (12,510円)
うち、同一世帯内の被保険者全員が年収80万円以下(他の各種所得なし)		8割 (8,340円)	7割 (12,510円)	

解説 軽減特例の見直しによる均等割額の令和元年度から令和3年度の推移について

国において、段階的に均等割額の軽減割合を見直したため、令和2年度の均等割額(41,700円)の軽減割合は、7割または7.75割となります。詳しくは、次の【A】・【B】をご覧ください。(赤字の金額は、軽減後の均等割額です)



【B】【A】のうち、同一世帯内の被保険者全員が年収80万円以下(他の各種所得なし)



同一世帯内の「被保険者」及び「世帯主」の総所得金額等の合計額で均等割額の軽減割合を判定します。軽減後の均等割額に10円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

保険料を納めていないと……

保険料を納めていただいていない被保険者には、通常の保険証に代わり有効期間の短い(4か月)保険証を交付することがあります。

さらに保険料の滞納が続く場合には、資格証明書を交付することもあります。

資格証明書を使用しての受診は、診療にかかる医療費をいったん、全額自己負担していただくことになります。

このほか滞納処分(財産の差押等)を行うことがあります。

後期高齢者医療保険料の納付義務者は被保険者のほか、世帯主や被保険者の配偶者(連帯納付義務者)も含まれます。滞納が続くと被保険者だけでなく連帯納付義務者に対して滞納処分を行うことがあります。

保険料納付のご相談について

火災や自然災害等の被災や事業の休廃止、長期入院等による被保険者または生計維持者の収入の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

くわしくは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へご相談ください。

よくある質問

Q 年度途中で引越した場合、保険料はどのようにになりますか?

A 《同じ市町村内で引越した場合》
年間の保険料額及び納付方法は変わりません。《埼玉県内の別の市町村に引越した場合》
年間の保険料額は変わりませんが、引越した前月分までの保険料は引越前の市町村での納付、それ以降は引越後の市町村での納付となります。また、引越後の市町村での納付方法は当分の間、納付書等による納付(普通徴収)となります。

《埼玉県外に引越した場合》
引越した前月分までが埼玉県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越後の都道府県にて新たに計算されます。また、納付方法は当分の間、納付書等による納付(普通徴収)となります。

Q 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか?

A 令和2年度の保険料は、被保険者の令和元年(平成31年)中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得に基づいて判定します。被保険者及び世帯主の所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。令和2年1月1日時点でのお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いいたします。所得の申告の結果、保険料の軽減が適用され、保険料を納めすぎていることが判明した場合はお返し(還付)します。

お問い合わせは、
お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
または以下へお尋ねください。
埼玉県後期高齢者医療広域連合
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎4階
048-833-3120

制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。

令和2年度

後期高齢者医療制度

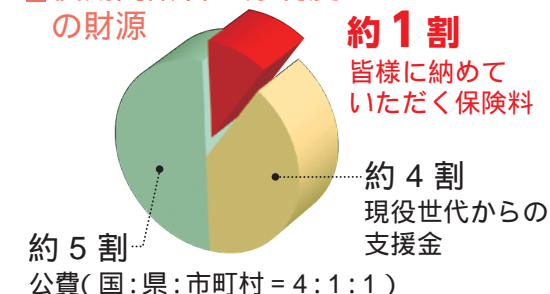
保険料のしおり

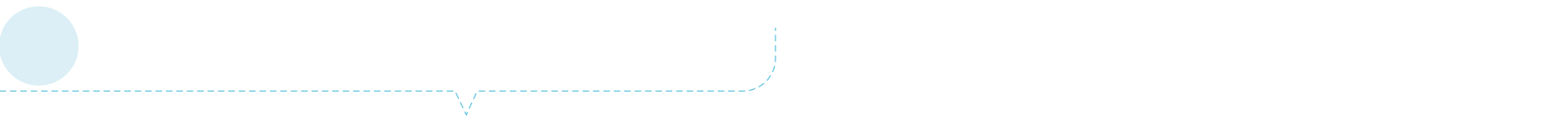
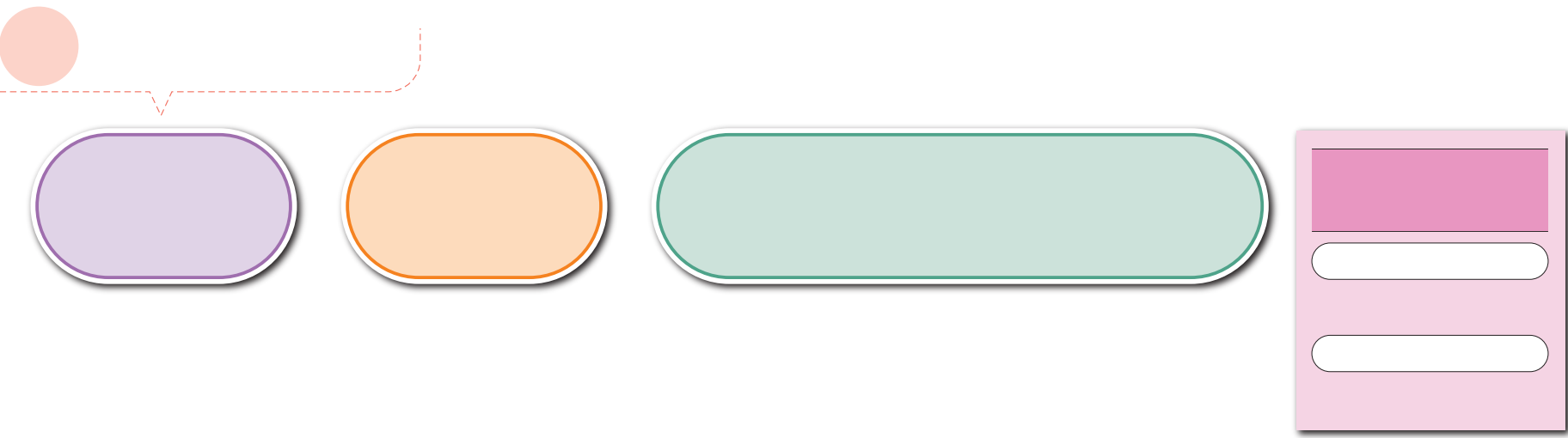
埼玉県後期高齢者医療広域連合

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用(医療機関等で支払う患者負担分を除く)には、約5割の公費(国、県、市町村)が充てられています。また、約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

後期高齢者医療制度の財源





[]

